

平成 25 年 12 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社ジーフット  
代 表 者 代表取締役社長 松井 博史  
(コード番号： 2686 名証第二部)  
問 合 せ 先 IR広報部長 村瀬 透  
電 話 番 号 052-732-7789

## 単元株式数の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 12 月 19 日開催の取締役会において、会社法 195 条第 1 項の規定に基づき単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更について

##### (1) 変更の理由

投資家の皆さまにとって、より投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的とするとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数の変更を行うものです。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を 500 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 26 年 2 月 3 日 (月曜日)

(ご参考)平成 26 年 2 月 3 日(月曜日)をもって、名古屋証券取引所における当社株式の売買単位も 100 株に変更されることとなります。

#### 2. 定款一部変更について

##### (1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2)変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>500</u>株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第7条 (単元株式数) の変更は、平成26年2月3日</u> <u>から効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力</u> <u>発生日をもって削除する。</u></p>

以 上